

伊丹市営斎場条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市営斎場条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

葬儀施設の種別及び使用料を見直すため。

伊丹市営斎場条例の一部を改正する条例（令和3年伊丹市条例第 号）

伊丹市営斎場条例（平成2年伊丹市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 葬儀施設使用料

種別		使用料（1回につき）
第1式場		10,000円
第2式場		8,000円
休憩室1		2,500円
休憩室2		2,500円
控室1		1,000円
控室2		1,000円
祭壇	第1式場用	15,000円
	第2式場用	7,500円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市営斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の葬儀施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の葬儀施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。